

発議案第2号

災害ボランティア割引制度の実現を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し、災害ボランティア割引制度の実現を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成28年3月23日

提出者	上越市議会議員	石田裕一
賛成者	同	櫻庭節子
	同	小林和孝
	同	瀧澤逸男
	同	上野公悦
	同	上松和子
	同	山崎一勇
	同	永島義雄
	同	石平春彦

## 災害ボランティア割引制度の実現を求める意見書

日本列島は、大地震や火山噴火、豪雨災害などが相次ぐ「災害の世紀」を迎えています。また、近い将来に発生すると予測される首都直下型地震や南海トラフ巨大地震などにも備えなければなりません。

このような大災害が発生した場合、被災者の支えとなり復旧・復興活動に欠かせないのがボランティアの活動であります。大災害が発生すれば、被災地ではすぐに家屋の清掃や畳・家具の搬出、瓦れきの処理などが始まるため、最近では発災直後からボランティアの協力を求められるケースが多くなってきています。また、要支援者宅への訪問介護や心のケア、傾聴ボランティアなど福祉的なニーズも高まってきており、長期間にわたる多くの支援者の参画が欠かせません。

東日本大震災では、1日当たり推定1万～2万人のボランティアが必要でしたが、実際には集まらないといった状況でありました。各種の世論調査やボランティアへの調査では、「行きたい気持ち」はあるけれど「移動し滞在するための経費がないので行くことができない」という人が圧倒的に多いというのが現実であります。

これまで、鉄道会社等の民間企業が独自に割引制度を実施したり、地方自治体がボランティアバス運行の支援をしたりするなど、官民ともに負担軽減のための取り組みを行った事例があります。こうした動きをさらに広め、多くの団体が取り組みやすくなるよう、国において支援のあり方を速やかに検討し、そのための官民協働の社会システムを早急に構築すべきであります。

よって、政府におかれては、これらの状況を踏まえ、下記事項について実現されるよう強く求めるものであります。

### 記

- 1 地震や津波、豪雨などによる大規模災害発生時に、被災地に赴く災害ボランティアに対して交通費や宿泊費を割り引く制度を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月23日

上越市議会